

企画競争説明書

業務名称：東ティモール国水産開発アドバイザー業務

調達管理番号：21a00700

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年10月6日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年10月6日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：東ティモール国水産開発アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年1月上旬 ～ 2023年7月下旬

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

コロナウイルス感染の対象期間

現地隔離期間は、履行期間に含めます。2021年9月21日現在ワクチン未接種・1回目のみ接種済みの場合は14日間、ワクチン2回接種済みの場合は5日間の隔離期間となっています。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の15%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【佐藤、Sato.Kazuaki@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

² 「漁業振興のための基礎情報収集・確認調査」では、漁獲量の不足、陸揚げ施設・冷蔵施設の不足、不十分な漁獲物処理、不十分な研究・教育などが課題として掲げられている。

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年10月15日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年10月21日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年10月29日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL :

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費 (航空賃)
 - b) 旅費 (その他 : 戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他 (以下に記載の経費)
特になし

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) パイロット活動実施に係る消耗品の購入費（一般業務費（雑費））：5,000 千円
 - b) 成果 4 に関する第 3 国研修と専門家の招聘に必要な経費（一般業務費（セミナー等実施関連費））：5,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = US\$ 1 109.862000円
 - b) US\$ 1 = 109.862000 円
 - c) EUR 1 = 129.628000 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
 - a) 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／漁業共同管理
- b) 水産物バリューチェーン

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 14 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた

価格点を加算します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\frac{\text{当該者の見積価格}-\text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}}\right) \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。(本件は対象外)
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年11月18日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

URL:

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：漁村コミュニティ開発、漁業生産指導、水産物加工流通、漁業共同管理

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／漁業共同管理

➤ 水産物バリューチェーン

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／漁業共同管理）】

a) 類似業務経験の分野：漁業共同管理に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：水産物バリューチェーン】

- a) 類似業務経験の分野：水産物バリューチェーンに関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力

について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1 0)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(4 0)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	1 8	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	1 8	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5 0)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(3 4)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／漁業共同管理</u>	(3 4)	
ア) 類似業務の経験	1 3	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	7	
オ) その他学位、資格等	5	
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	－	
ア) 類似業務の経験	－	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	
ウ) 語学力	－	
エ) 業務主任者等としての経験	－	
オ) その他学位、資格等	－	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	－	
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>水産物バリューチェーン</u>	(1 6)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「東ティモール国水産開発アドバイザー業務」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール国」）は2002年の独立後、治安の安定に伴い、着実な平和の定着と経済成長が見られている。東ティモール国政府の財政は、その歳入の80%－90%を石油・ガスに依存しており、産業の多角化が課題として挙げられている。開発可能性のある分野のひとつとして、水産関連産業の振興が期待されている。同国政府が打ち出した「戦略開発計画2011-2030（Strategic Development Plan 2011-2030 : SDP）」では、農水産業部門の課題として、食糧安全保障の向上、農村部の貧困削減、環境・自然資源保全、農・畜産・水産業における自給的レベルから商業レベルへの移行が掲げられている。係る状況下、JICAは「漁業振興のための基礎情報収集・確認調査（2020年3月～2021年6月）」を実施し、水産業振興の現状の確認を行った。その結果、北部沿岸域・南部沿岸域共に行われている水産業は大部分が自給レベルに留まっており、漁港や魚市場、冷蔵・冷凍設備等を含む流通システムが整備されておらず、公衆衛生を監視・教育する機関及び食品衛生検査機関がない等、商業レベルの漁業への移行に向けた課題が多く残されていることを確認した。

東ティモール政府は、係る状況下2020年に我が国に水産開発アドバイザーの派遣を要請した。JICAは、上記基礎情報収集・確認調査の結果を踏まえ、先方政府と本案件水産開発アドバイザーの業務内容を協議した。

対東ティモール国国別開発協力方針（2017年5月）において、大目標として「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」を掲げており、「産業の多様化の促進」を支援の重点分野の一つに定めている。「産業の多様化の促進」のために、「農水産を含む産業の育成並びに効率化の促進及び産業人材育成のための支援を行う」としており、水産分野の協力はこの方針に合致するものである。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

東ティモール国水産開発アドバイザー

（2）上位目標

東ティモール国の商業レベルへの移行のための水産開発の計画・施策が実施される。

（3）プロジェクト目標

東ティモール国の水産開発のための計画・調整能力が向上し、商業レベルへの移

行に必要な中長期的計画が提案される。

(4) 期待される成果

- 成果 1 : 東ティモール国の水産開発に対し、「漁業振興のための基礎情報収集・確認調査」から得られた課題²を精査し、開発課題が確認される。
- 成果 2 : 東ティモール国の水産開発の開発課題に対し、具体的な実証事例に基づいた中長期的計画が検討される。
- 成果 3 : 東ティモール国水産分野における予算や現状・国際動向に紐づいた中長期的計画がドラフトされる。
- 成果 4 : 東ティモール国水産開発に関し第 3 国から共有された知見が、中長期的計画のドラフトに反映される。

(5) 活動の概要

【漁業共同管理】

- 活動1-1. 水産セクターの開発課題のレビューを、漁業資源の持続的な管理と利用に関わる点を中心に行う。
- 活動1-2. 「漁業振興のための基礎情報収集・確認調査」の結果³を踏まえ、漁業共同管理のパイロット活動と対象地を特定する（パイロット活動は漁業生産活動を含める。漁業共同管理は里海、生態系アプローチの可能性も検討する）。
- 活動2-1. 沿岸漁業の促進と資源管理に関わるパイロット活動を実施し、東ティモール国沿岸の漁業共同管理の優良事例を形成する。
- 活動2-2. 優良事例形成の経験を分析し、水産開発に関する政策や計画の策定に対し、研究を協力に含め自国民による化学的知見を強化しつつ、持続的な漁業共同管理と利用に関する点を中心に関与・提言を行う。
- 活動3-1. 漁業共同管理の促進に関し、予算や現状・国際動向分析などの活動を調査する。
- 活動3-2. 漁業共同管理の促進に関し、C/Pと協働して具体的な活動/タイムフレームを含むアクションプランを策定する（沿岸漁業と沖合漁業の両方を対象として）。
- 活動3-3. 東ティモール国の水産資源の持続的な管理と利用に関し、今後の協力ニーズ（技術協力、無償資金援助を含む：資源管理に関する調査研究、漁港インフラ整備、IUU漁業対策を含む）について提言を行い、中長期的計画をドラフトする。
- 活動4-1. 東ティモール国水産開発に係る第三国（インドネシア等）との知見共有を促進し、具体的な連携策を提案・実施する。

² 「漁業振興のための基礎情報収集・確認調査」では、漁獲量の不足、陸揚げ施設・冷蔵施設の不足、不十分な漁獲物処理、不十分な研究・教育などが課題として掲げられている。

³ 「漁業振興のための基礎情報収集・確認調査」では、国家水産戦略の具体化のためのニーズとして次の事項を提案している。小規模零細漁業の基地の近代化、沖合漁業振興のための新規漁港開発、沖合漁業の発展を図るための漁船の導入と母港の開発、魚食文化の進展、および水産と養殖のための研究所機能の拡充・充実。

【水産物バリューチェーン】

- 活動1-1. 水産セクターの開発課題のレビューを、水産物バリューチェーンに関わる点を中心に行う。
- 活動1-2. 「漁業振興のための基礎情報収集・確認調査」の結果を踏まえ、ポテンシャルの高い水産物と解決されるべき水産物バリューチェーンの課題を特定する（国内外の両方マーケットの可能性を検討する）。
- 活動2-1. 水産物バリューチェーンに関わるパイロット活動を実施し、東ティモール国内の優良事例を形成する。
- 活動2-2. 優良事例形成の経験を分析し、水産開発に関する政策や計画の策定に対し、水産物バリューチェーンに関わる点を中心に関与・提言を行う。
- 活動3-1. 水産バリューチェーン開発に必要な漁業インフラの整備に関し、予算や現状・国際動向分析などの活動を調査する。
- 活動3-2. 水産バリューチェーン開発に必要な漁業インフラの整備に関し、C/Pと協働して具体的な活動/タイムフレームを含むアクションプランを策定する（国内外両方のマーケットを対象として）。
- 活動3-3. 東ティモール国の水産物バリューチェーン開発に関し、今後の協力ニーズ（技術協力、無償資金援助を含む）について提言を行い、中長期的計画をドラフトする。
- 活動4-1. 東ティモール国水産開発に係る第三国（インドネシア等）との知見共有を促進し、具体的な連携策を提案・実施する。

（6）対象地域

本業務は、東ティモール国全土を対象とする。ただし、状況に応じ更新されるJICAの安全対策措置に基づき、活動可能な地域は限定されることがある。

（7）関係官庁・機関

農業水産省 Ministry of Agriculture and Fisheries

第4条 業務の目的

「東ティモール国水産開発アドバイザー」に関し、当該プロジェクトに係る「第3条 プロジェクトの概要」の「（5）活動の概要」にある漁業共同管理と水産物バリューチェーンに係る活動を実施し、優良事例を形成することにより、東ティモールに対する実証事例に基づいた中長期計画案を策定する。そして「（4）期待される成果」を発現し、東ティモール国の水産開発のための計画・調整能力が向上し、商業レベルへの移行に必要な中長期的計画を提案することで「（3）プロジェクト目標」を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 主体的かつ継続的に実施可能なパイロット活動の設定

農業水産省がカウンターパート（C/P）機関である。他のステークホルダーは、統計局と検疫所、援助団体としてWorld Fish, mercy Corps, UNDP, FAO, KOICAがある。一方、東ティモール国側の投入の人・予算等が十分でないことから、成果1に関する活動を通じ先方の実施体制を見極め、業務期間中および終了後も実施機関が主体的かつ継続的に実施可能なパイロット活動を設定することとする。

(2) 実施機関の主体性を引き出すファシリテーションの重要性

活動1～4をOJTとして実施することでC/P機関関係者の能力開発を図る。

注者が漁業共同管理と水産物バリューチェーンの概要と経歴を紹介し、利点、欠点、経済性、導入に当たっての留意点等について述べるだけでなく、C/Pと同国の現状や施策導入の条件の有無、課題について議論を深める。すなわち、日本側からの一方的な提案に留まらず、共同場にすることが望ましい。このような活動を通じ、中長期的に、C/P機関の職員自身の政策立案・計画策定スキルを育成し、知見を共創していくような助言・能力強化が求められる。

(3) 既存資料の有効活用

本業務を実施するにあたり、受注者は、「東ティモール国漁業振興のための基礎情報収集・確認調査」の結果を最大限に活用し、C/P機関と共に効率よく情報収集を行うこととする。

なお、本調査では以下の点を留意事項として提案しており、この提案を踏まえて活動を行うことが求められる。

- パイロット活動実施において、中長期的な人材育成と研修を含めること。
- 漁業共同管理では、科学的アプローチと生態系アプローチを意識して取り組むため、里海や生態系アプローチを検討すること。また、研究を協力を含めつつ共同管理を実施し、漁民と行政と研究者による管理を目指し、自国民による自国のための科学的知見を強化すること。
- 水産物バリューチェーンは、フードバリューチェーン/魚食普及のターゲットを観光にするのか一般消費にするのかを明確にすること。
- 先方政府は、沖合資源の利用のための大型船漁船の導入と漁港開発を希望しているが、今回のパイロット活動には含めず、中長期計画で検討するべきであること。
- 一方、零細漁民による南部沿岸の漁業資源の利用は有効であると考えられるため、パイロット活動で実施するか検討すること。

(4) 実現性の高い中長期計画の策定

パイロット活動を通じて、中長期計画（中期計画は計画策定後の5年間、長期計画は計画策定後の5-10年間）の検証を行うことが予定されている。パイロット活動の実施体制、実施プロセス、成果などを検証し、実現性の高い中長期計画を策定する。中長期計画の実施においては、わが国による協力も想定されるため、C/P機関と在外公館やJICA東ティモール事務所との間の情報共有や意見交換等が十分に行われるように調整する。

(5) 安全対策措置に沿った活動

JICAが定める最新の安全対策措置に則り、現地業務の実施については現地情勢等に応じて変化しうるため、JICA東ティモール事務所をはじめとする関係者と緊密に連絡を取る。

なお、2021年9月現在、東ティモール国では、入国後2週間の隔離が政府によって義務付けられており、渡航計画の作成にあたっては、効率的な十分に留意すること。業務の特性上、現地渡航を前提に活動を行う予定だが、必要に応じて現地ローカルスタッフの活用等、遠隔でも業務を実施できる体制をプロポーザルにて提案すること。

(6) ジェンダー配慮

本案件では、ジェンダーの視点についても十分配慮して女性を対象とした活動を検討すること。東ティモールでは、女性が、漁船が魚を水揚げしたあとのメインプレイヤーと位置付けられます。女性の意見を取り入れたパイロット活動の検討が求められます。

また、弱者の視点についても十分配慮して活動を検討すること。例えば道端で魚売りをしている魚売り（ベンダー）らの職が失われるなど負のインパクトが発生して強者と弱者の格差を助長することがないよう留意することが求められます。

(7) 環境社会配慮の重視

パイロット活動が、協力期間中のみならず終了後にも環境・社会に悪影響を与えない内容とするよう留意する。

(8) 特に提案として求める事項

上記(3)に記載の「東ティモール国漁業振興のための基礎情報収集・確認調査」で留意事項として提案されている点について、活動計画にどのように反映させるか提案すること。

第7条 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は以下のとおり。なお、業務開始後にC/Pのキャパシティや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務実施方法や作業工程を見直すこととする。

(1) ワークプランの作成、協議

日本国内で入手可能な資料・情報を整理分析し、業務実施に関する基本方針、方法（CD（Capacity Development）支援の手法を含む）、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を予備的に検討し、JICA経済開発部の承認後、ワークプラン（案）としてとりまとめる。また、C/P及びその他関係機関に対して英語および葡語版のワークプラン（案）で説明・協議し、その内容について合意を得る。その際、セミナー／ワークショップのテーマ、内容、開催時期についても合意する。現地業務に際し、受注者による通訳（英語・葡語）の備上を行う。なお、現地活動の進捗に応じ、ワークプランはC/Pの確認を経つつ適宜改訂を行う。

(2) 活動結果報告書の作成

各現地活動終了時に、業務進捗報告書（英文、葡文）を作成し、C/Pに説明する。C/Pからコメントがあった場合にはこれを反映した報告書をJICAに提出する。契約終了時には事業完了報告書をJICAへ提出する。

(3) ラップアップセミナー

最終派遣時には、ステークホルダーを集めラップアップセミナー（仮名称）を開催する。本セミナーは、パイロット活動の成果の共有、および中長期的計画ドラフトの説明を含める。

(4) 各成果に対するねらいと留意点

第3条（4）で言及した各期待される成果のねらいは以下のとおりである。以下のねらいに留意し、C/P機関と協働して各期待される成果の達成に向けて活動を実施すること。

1) 成果1に係る活動

漁業共同管理及び水産物バリューチェーンの優良事例形成では、東ティモール国政府のポストコロナにおける経済回復計画（2020年～）と連動した実施が期待されているため、この政策を踏まえた事例形成を行う。

漁業共同管理は、沿岸漁業の促進と資源管理の双方の視点を有するパイロット活動を実施し、東ティモール国内の共同漁業資源管理の優良事例を形成する。漁業共同管理のパイロット活動対象地を特定する時には、里海、生態系アプローチの可能性も検討する。漁民・行政・研究の3者による漁業共同管理を念頭に、自国民による自国のための科学的知見を強化するため、科学的アプローチと生態系アプローチ（Eco-system approach）、里海とコミュニティーベースの融合を検討する。

水産物バリューチェーンは、ポテンシャルの高い水産物と解決されるべき水産物バリューチェーンの課題の双方の視点を有するパイロット活動を実施し、東ティモール国内の水産物バリューチェーンの優良事例を形成する。

2) 成果2に係る活動

パイロット活動の実施においては、専門家が主体的に実施するのではなく、専門家とC/Pとの協働の場にすることが望ましい。このような活動を通じ、中長期的に、相手機関の職員自身の政策立案・計画策定スキルを育成し、知見を共創していくような助言・能力強化が求められる。

パイロット活動終了時には、事例から得られた知見をまとめ、関係者と成果・教訓を共有するワークショップを開催する。

3) 成果3に係る活動

中長期的計画ドラフトは、漁業インフラの整備及び他地域での成果拡大のため、C/Pと協働して具体的な活動/タイムフレームを含むアクションプランを作成する。

4) 成果4に係る活動

インドネシアでの第3国研修とインドネシア人の招聘を想定している。現在JICAがインドネシア海洋水産省人材開発庁と実施中のインドネシア「離島における持続的水産開発促進プロジェクト」との連携が想定される。

C/P機関が期待を寄せる優良事例は、インドネシアが有していると言われている。よって、現地渡航後に、C/P機関の研修ニーズを確認し、優良事例を有するインドネシア側の状況を確認し、活動4の実実施計画をワークプランに反映する。一方、コロナ禍により研修や招聘が難しい場合には、C/P機関とJICA東ティモール事務所に相談しつつオンラインで事例共有する等対応策を検討する。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、業務完了報告書とし、提出期限を2023年7月14日とする。

	報告書名	提出時期	部数
①	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：1部
②	ワークプラン	第一回派遣時から1カ月以内	英文：1部 葡文：1部
③	業務進捗報告書	各現地活動終了時(各専門 家派遣ごと)	和文：1部 英文：1部 葡文：1部 CD-R：1枚
④	業務完了報告書	契約終了時	和文：1部 英文：1部 葡文：1部 CD-R：1枚

業務完了報告書とその他の報告書等も簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、機構と受注者で協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目(案)

- a) 業務の概要(背景・経緯・目的)
- b) 業務の実施に係る基本方針
- c) 業務の実施の具体的方法
- d) 業務実施体制
- e) 業務フローチャート
- f) 詳細活動計画
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

2) 業務進捗報告書/業務完了報告書記載項目(案)

- a) 業務の概要(背景・経緯・目的)
- b) 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
- c) 業務目標の達成状況
- d) 成果に係る活動
- e) 投入実績
- f) 業務の実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)

- g) 上位目標の達成に向けての提言
- h) 今後の活動計画（進捗報告書のみ）
- i) 添付資料（必要に応じて）

(2) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2022年1月に業務を開始し、全体期間は2023年7月までの約19か月とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約14.00人月（現地13.00人月、国内1.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。なお、専門分野の構成員数は、1分野1名とし、評価対象外の専門分野従事者の構成は想定しておりません。

- ① 業務主任者／漁業共同管理（3号）
- ② 水産物バリューチェーン（3号）

(3) 配布資料／公開資料等

1) 配布資料

- 東ティモール国漁業振興のための基礎情報収集調査報告書（漁業インフラ、水産物バリューチェーン）（写）
当機構経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（Tel 03-5226-8447）にて配布します。

(4) 対象国の便宜供与

1) C/Pの配置

農業・水産省長官責任のもと、担当業務に応じたカウンターパートが任命される。

2) 事務所スペースの提供

基本的に先方政府の提供する事務機器を使用する。

(5) その他留意事項

1) 安全管理

下記表の通り。

首都ディリ市	業務渡航：なし 一般渡航：在外事務所長承認	(1) 事前準備 1) 業務渡航の条件 ① 渡航予定時期の1か月前を目途に東ティモール事務所に電子メール（東ティモール事務所代表アドレス：tm_oso_rep@jica.go.jp）もしくはポータルサイトを通じて日程・訪問先を連絡し、渡航の可否及び任国行事予定を確認する。 ② 上記調整を経た日程に基づき、各訪問者に対する便宜供与を1週間前までに電子メールにより事務所に依頼する。 ③ 渡航後直ちに事務所による安全ブリーフィングを受講する。
インドネシア（西ティモール）との国境地帯を除くその他の地域	業務渡航：なし 一般渡航：在外事務所長承認	2) 一般渡航の条件 ① 渡航予定時期の1か月前を目途に東ティモール事務所に電子メール（東ティモール事務所代表アドレス：tm_oso_rep@jica.go.jp）もしくは

<p>インドネシア (西ティモール)との国境地帯</p>	<p>業務渡航：在外事務所長承認 一般 渡航：禁止</p>	<p>はポータルサイトを通じて日程・訪問先を連絡し、渡航の可否及び任国行事予定を確認する。 ②上記調整を経た日程に基づき、渡航者情報（日程、宿泊先、交通手段、滞在中の連絡先等）を1週間前までに公電により事務所に連絡する。 ③渡航後直ちに事務所に到着を電話連絡し、注意事項を確認する。 （2）行動規範 1）行動規制 ①単独の夜間外出は避ける。 ②デモ行進や集会等不特定多数が集まる行事には近づかない。 ③国内移動には、各自で安全情報の収集に努めるとともに、不安がある場合は事前に JICA 事務所に報告・相談する。 2）通信手段 ①渡航者は携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。 3）移動手段 ①ディリ市内での夜間移動は借上げ車両またはブルータクシー（24時間電話呼び出し可）を利用する。 ②自転車運転時はヘルメットを着用する、バイクの運転は認められない。 ③地方移動は原則午後5時まで、やむを得ない場合にも日没までには目的地に到着するよう計画、行動する。 ④オフロードを車両移動する際は、必ず複数台で移動する。特に悪路を走行する予定がある場合には、牽引ロープを車両に配備する。 ⑤現在地の降雨が無くても河川上流の豪雨により短時間で河川が増水するため、雨季の車両渡河は厳に慎む。 4）安全な宿舎の手配 ①JICA 事務所が安全状況を確認したホテルに滞在する。それ以外に宿泊する必要がある場合は、必ず事務所の事前承認を得る。</p>
----------------------------------	-----------------------------------	---

【注1】 「渡航措置」：JICA と契約関係のある国際協力事業関係者が当該国への渡航にあたり求める条件。
「業務渡航」は業務目的で渡航する場合、「一般渡航」は当該国又は第三国滞在中に私的理由で渡航する場合をいう。

コンサルタントは、現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所及び在東ティモール日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、JICA東ティモール事務所及び在東ティモール日本大使館などと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報

(<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>) と併せて確認ください。

以上